

個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第14号

個人情報保護条例の一部を改正する条例

個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(設置)</p> <p>第65条 <u>第4条第3項第8号及び第4項第3号、第5条第1項第7号、第6条第5号並びに第44条第3項の規定により実施機関の諮問に応じて調査審議するため、岩手県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第65条 <u>実施機関の諮問に応じ、この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議するため、岩手県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p>
2	<p>[略]</p> <p>(組織等)</p> <p>第66条 [略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>(組織等)</p> <p>第66条 [略]</p> <p><u>(専門委員)</u></p> <p>第66条の2 <u>審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。</u></p> <p>3 <u>専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</u></p> <p>4 <u>第53条第4項の規定は、専門委員について準用する。</u></p> <p>5 <u>専門委員は、専門の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前条の規定により準用される第55条第2項及び第3項の規定の適用については、委員とみなす。</u></p>

<p>第75条 第53条第4項（第66条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第75条 第53条第4項（第66条及び第66条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>2 （個人情報の開示義務）</p> <p>第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人）の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>（4）～（7） [略]</p>	<p>（個人情報の開示義務）</p> <p>第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人）の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>（4）～（7） [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成27年 4 月 1 日から施行する。